

**令和元年度**

**中津市総合教育会議**

**令和2年2月6日**

## **協議・調整事項**

- 1. 学校における働き方改革について**
- 2. 放課後児童対策における学校施設の活用について**
- 3. ICT教育について**

# 1. 学校における働き方改革について

## 国の動向

①平成29年4月「教員勤務実態調査」の速報値の公表

→教職員の長時間勤務の実態が示される。

②平成29年8月「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中央教育審議会）

- 1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること  
 2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと  
 3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

③平成29年12月「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）

→業務の役割分担・適正化の方策、勤務時間に関する意識改革、必要な措置等が示される。

④平成31年1月「中央教育審議会答申」

→文部科学省に「学校における働き方改革推進本部」設置

⑤令和元年12月「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部改正」

→変形労働時間制の適用（休日のまとめとり等）、業務量の適切な管理等に関する指針の作成

教諭の1週間当たりの学内勤務時間

区分	速報値	18年度調査増減
小学校	57時間25分	+4時間09分
中学校	63時間18分	+5時間12分

平成30年9月公表

教諭の1週間当たりの学内勤務時間

区分	確定値	18年度調査増減
小学校	57時間29分	+4時間13分
中学校	63時間20分	+5時間14分

## 中津市の取り組み

### 「働き方改革検討委員会」設置

#### 働き方改革中津市統一5項目の作成

- ①全小学校19：30施錠の徹底
- ②夏休み中津市小中学校完全閉庁日の設定
- ③全小中学校月1回完全定時退庁日の設定
- ④部活動のあり方の検討
- ⑤職員の勤務時間の管理の徹底

# 中津市における教職員の勤務実態について（令和元年度時間外勤務状況）

単位：人

区分	教職員数	7月		8月		9月		10月		11月	
		45～80時間	80時間超え	45～80時間	80時間超え	45～80時間	80時間超え	45～80時間	80時間超え	45～80時間	80時間超え
小学校	344										
中学校	198										
計	542										
小学校		143	33	11	1	154	29	146	28	154	30
中学校		83	23	30	3	75	30	90	36	79	31
計		226	56	41	4	229	59	236	64	233	61
割合		42%	10%	8%	1%	42%	11%	44%	12%	43%	11%

※教職員出退勤管理システムに本人が直接入力したデータによる（持ち帰り等含む）、休職者等は除く

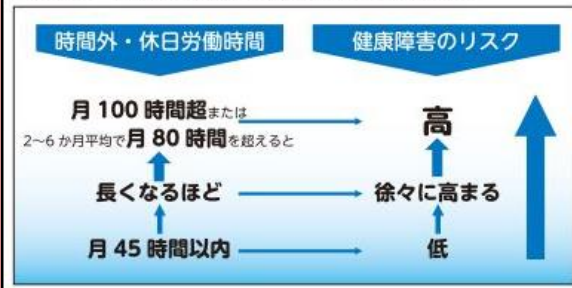
「中津市統一5項目」を設定した現在も  
45時間を超える割合が約半数  
(100時間超の職員も毎月数人いる)

自己管理による方法には限界

## 今後の取り組み (推進方法等)

- ・ 県教委作成のガイドラインを踏まえ、  
中津市教委のガイドライン（指針）を作成
- ・ 勤務時間管理の徹底等を行うため、  
タイムカードの導入（令和2年度より実施予定）
- ・ 中津市統一5項目の徹底、拡充

### ■時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



厚生労働省資料より

【長時間労働と過労死等】  
長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患との関連性が強いという医学的知見が得られています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間におおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

厚生労働省資料より

- ①徹底
- ②拡充（お盆3日→5日）  
（12/28と1/4追加）
- ③拡充（月1回→月2回）
- ④徹底（活動時間の目安を設定）
- ⑤徹底（タイムカード導入）

## 2. 放課後児童対策における学校施設の活用について

文部科学省  
厚生労働省

「新・放課後子ども総合プラン」  
(平成30年9月公表)

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標

- ・女性の就業率の更なる上昇に対応できるよう放課後児童クラブを整備し、待機児童の解消を図る。
- ・全ての小学校区で放課後児童クラブ又は放課後子供教室を一体的に又は連携して実施。
- ・新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を活用し、小学校区内での実施を目指す。
- ・子どもの主体性を尊重し、子供の健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子供の自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

学校施設を積極的に活用

面積を縮小

「中津市公共施設管理プラン」  
(平成29年3月公表)

施設の  
有効活用

中津市における放課後児童クラブの状況 (令和元年度)

区分	設置数	入所児童数							計
		小1	小2	小3	小4	小5	小6		
小学校の校舎を利用(余裕教室)	7	97	70	44	13	5	3	232	
小学校内の他の施設を利用(プレハブ、占用施設)	5	64	55	32	5	5	2	163	
学校外の公共施設を利用(占用施設、集会施設)	10	91	89	54	17	3	4	258	
民間の施設を利用(民間保育所など)	12	108	95	52	33	17	12	317	
計	34	360	309	182	68	30	21	970	

校区別 (34クラブの内訳)			
南部	1	和田	1
北部	4	今津	1
豊田	2	沖代	3
小楠	3	三光	3
鶴居	4	本耶馬溪	2
大幡	3	耶馬溪	3
如水	2	山国	1
三保	1		
			4

## 放課後児童クラブに係る課題

### 待機児童多数

- ・3年生以上は入れないと申し込みをせず断念するケースが多い
- ・潜在する待機児童 → 400名程度見込まれる（子育て支援課が行った実態調査に基づく推計）

### 支援員の 資質向上

- ・家庭養育を補完する観点から支援員の資質の向上が必要

### 学校施設

- ・余裕教室が少ない現状
- ・学校活動（運営）に支障がでることへの不安

### 教職員の心理

- ・事故に対する責任の所在についての不安
- ・過重労働につながるのではないかと不安

課題解消のために

福祉

連携

教育

子どもの受入体制の確保  
↓  
支援員の確保・処遇改善  
・資質向上

学校施設  
の積極的  
活用

場所の確保  
↓  
共用スペースとしての提案  
教職員の心理的不安の解消

### 3. ICT教育について

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画  
(文部科学省方針：2018～2022)

GIGAスクール構想（令和元年12月）

- 学習者用PC ⇒ 3クラスに1クラス分
- 指導者用PC ⇒ 授業を担当する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 ⇒ 100%  
(各普通教室1台、特別教室用6台)
- 超高速インターネット、無線LAN ⇒ 100%
- 統合型校務支援システム ⇒ 100%
- ICT支援員 ⇒ 4校に1人配置
- 学習用ツール、予備学習用PC、充電保管庫、学習用・校務用サーバー、校務用PC等の整備



児童生徒1人に1台PC  
高速大容量の通信ネットワーク  
(超超高速インターネット)

中津市の整備状況

平成30年度まで

- 学習者用PC⇒全校で1クラス分
- 指導者用PC⇒普通教室・特別教室1台（ノート型）
- 大型提示装置・実物投影機 ⇒ 小学校普通教室にTVモニター  
中学校は大型提示装置なし
- 超高速インターネット、無線LAN ⇒100Mbps、特支学級無線LAN
- 統合型校務支援システム⇒100%
- ICT支援員 ⇒ なし

整備方針に  
近付きつつある

令和元年度

- 学習者用PC  
小学校⇒約6クラスに1クラス分  
中学校⇒全校で1クラス分
- 指導者用PC  
普通教室・特別教室⇒各1台（ノート型）  
普通教室⇒0.5台（可動型）
- 大型提示装置・実物投影機  
小・中の普通教室⇒プロジェクター各1台
- 超高速インターネット ⇒100Mbps  
無線LAN⇒普通・特支・PC教室、職員室
- 統合型校務支援システム⇒100%
- ICT支援員 ⇒ なし

当面の目標

- 学習者用PC  
⇒3クラスに1クラス分
- 校内LAN整備  
通信速度  
⇒1 Gbps以上
- 指導者のスキルアップ

## 学習指導要領では

○新学習指導要領においては、初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、教科等横断的にその育成を図るとともに、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしており、情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育の情報化に関わる内容の一層の充実が図られた。

○「プログラミング教育」「デジタル教科書」「遠隔教育」「先端技術」「健康面への配慮」などの新規事項も追加された。

## 期待される効果

○GIGAスクール構想では、高速大容量の通信ネットワークと学習者用PCを1人1台整備することにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現させることを目指している。整備が整えば、学習指導要領で目指す「情報活用能力」の育成に大きな効果があると考えられる。

## 懸念されること

○GIGAスクール構想を実現させるためには、早急な設備投資が必要である。学習者用PC等の導入時には補助金の活用が可能であるが、定期的な更新作業が必要であり、その際の財政的な負担が懸念される。  
○ICTを効果的に活用した指導ができるように教職員の研修を進めているが、1人1台活用に向けたスキルアップを図る必要がある。

## 今後の取り組み (推進の方向性)

○現在中津市では、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」に基づいて整備を進めているところである。小・中学校共に、学習者用PCを3クラスに1クラス分程度整備する目標には届いておらず、まずはこの目標達成に向けて取り組むことが現実的であると考える。

○最終的には、文部科学省より提示された「GIGAスクール構想」に向けた整備をする必要があると考える。



# 今後の成人式のあり方について

民法の改正（2018（平成30）年6月）

第四条（成年）を「二十歳」から「十八歳」に改正  
【 2022（令和4）年4月から施行 】

なぜ18歳に引き下げ？

- ・若者が自らの判断により人生を選択することができる環境を整備
- ・若者の積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする
- ・世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流

## 成人年齢引き下げによる変化

18歳からできるようになること

- ・契約（親の同意が不要となる  
自らが責任を負うこととなる）
- ・結婚（男女統一となる）
- ・一定の資格取得（医師、司法書士など）

現行（20歳）のまま変わらないこと

- ・飲酒、喫煙、公営競技（競馬など）
- ・国民年金保険料の納付義務
- ・刑事責任（少年法の適用）
- ・養子縁組

## 中津市の方針

令和5年（2023年）成人式からは  
**現行どおり「20歳」を対象とし、  
名称を変更する。**  
**（例 二十歳のつどい 等）**

理由

- ・大学受験や就職活動に、忙しくまた大切な時期であること
- ・中津市の成人式は、新成人による「実行委員会」が中心となって実施しており、高校生だと非常に荷が重いものとなる

## 県内の状況

市町村名	対応や方針
大分市	20歳のまま。 名称を「二十歳のつどい」に変更
日田市	2020年度までに決める予定
佐伯市	社会教育調査に関連の質問を盛り込み、結果を参考に決める
臼杵市	20年度までに決める予定
津久見市	20歳のまま。 名称を「20歳のつどい」(仮称)に変更
豊後大野市	20歳のまま。 名称を「二十歳を祝う会」(仮称)に変更
由布市	中高生や市民へのアンケートを基に新年度の早い時期に決める
国東市	該当の学年に聞き取り調査を実施予定
九重町	現行通りの夏に実施予定。22年度は18、19、20歳の合同実施を検討
玖珠町	21年上旬までに決める

※その他の9市町村は「検討中」。



令和2年1月4日付 大分合同新聞記事